

常呂川圏域の川づくり

常呂川圏域河川整備計画（変更）（原案）

－ 概要版 －



令和2年8月

オホーツク総合振興局 網走建設管理部

河川整備計画とは

平成9年6月、河川法の一部が改正され、具体的な河川整備に関する事項については、地域の意見を反映する手続きを導入することになりました。

河川整備計画とは、計画的に河川の整備を進める必要のある区間について、具体的な川づくりを明らかにするほか、管理する区間について維持管理等の方針を定めるものです。

常呂川圏域の川づくりは、常呂川および支川の北海道知事が管理する河川を対象とした「常呂川圏域河川整備計画」の中で策定されます。

この計画は平成30年から概ね30年の間に行う工事等としますが、川をとりまく状況の変化や社会をとりまく状況の変化に応じて見直しを行います。

河川整備計画の視点

河川整備は、次の3つの視点で行います。

- ① **治 水**→流域に住む人々生命と財産を、台風や大雨などの水害から守ります。
- ② **利 水**→かんがい用水等の水利用に配慮し、流域の発展を支えます。
- ③ **河川環境**→豊かな河川環境を整備・保全し、流域の皆様が親しまれる川づくりを進めます。

河川法について

日本の河川制度は明治29年に旧河川法が制定されて以来、何度か改正を経て現在に至っています。

しかし、その後の社会経済の変化により、近年、河川制度をとりまく状況は大きく変化しているため、平成9年に河川法が改正され、『治水・利水・環境』の三つにおける総合的な河川制度が整備されました。

河川法改正の趣旨

■明治29年（1896年）河川法の制定

- 近代河川制度の誕生

治水

■昭和39年（1964年）治水・利水の体系的な制度の導入

- 水系一環管理制度の導入
- 利水関係規定の整備

治水

+

利水

○社会経済の変化

○多様な生物の生息・生育環境

○円滑な渇水調整の推進

○うるおいのある水辺空間

○地域の風土と文化

■平成9年（1997年）治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備

- 河川環境の整備と保全
- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入

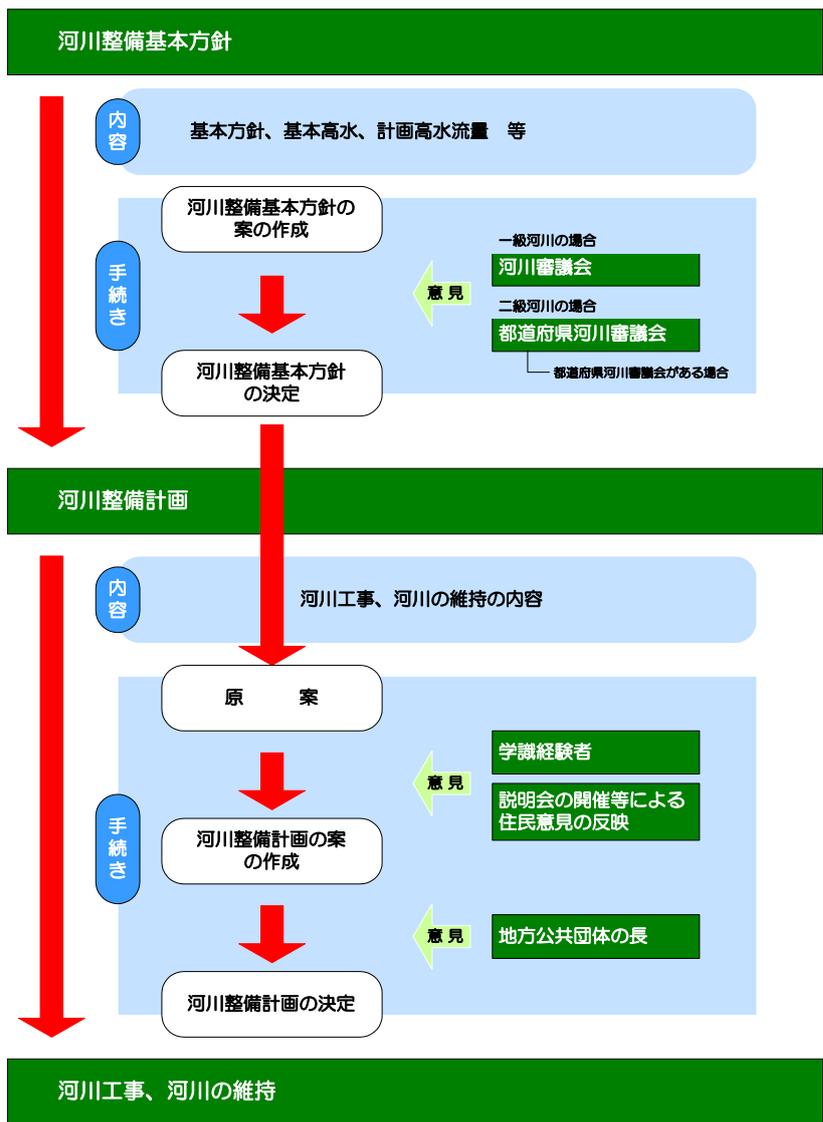
治水

利水

環境

新しい河川整備の計画制度

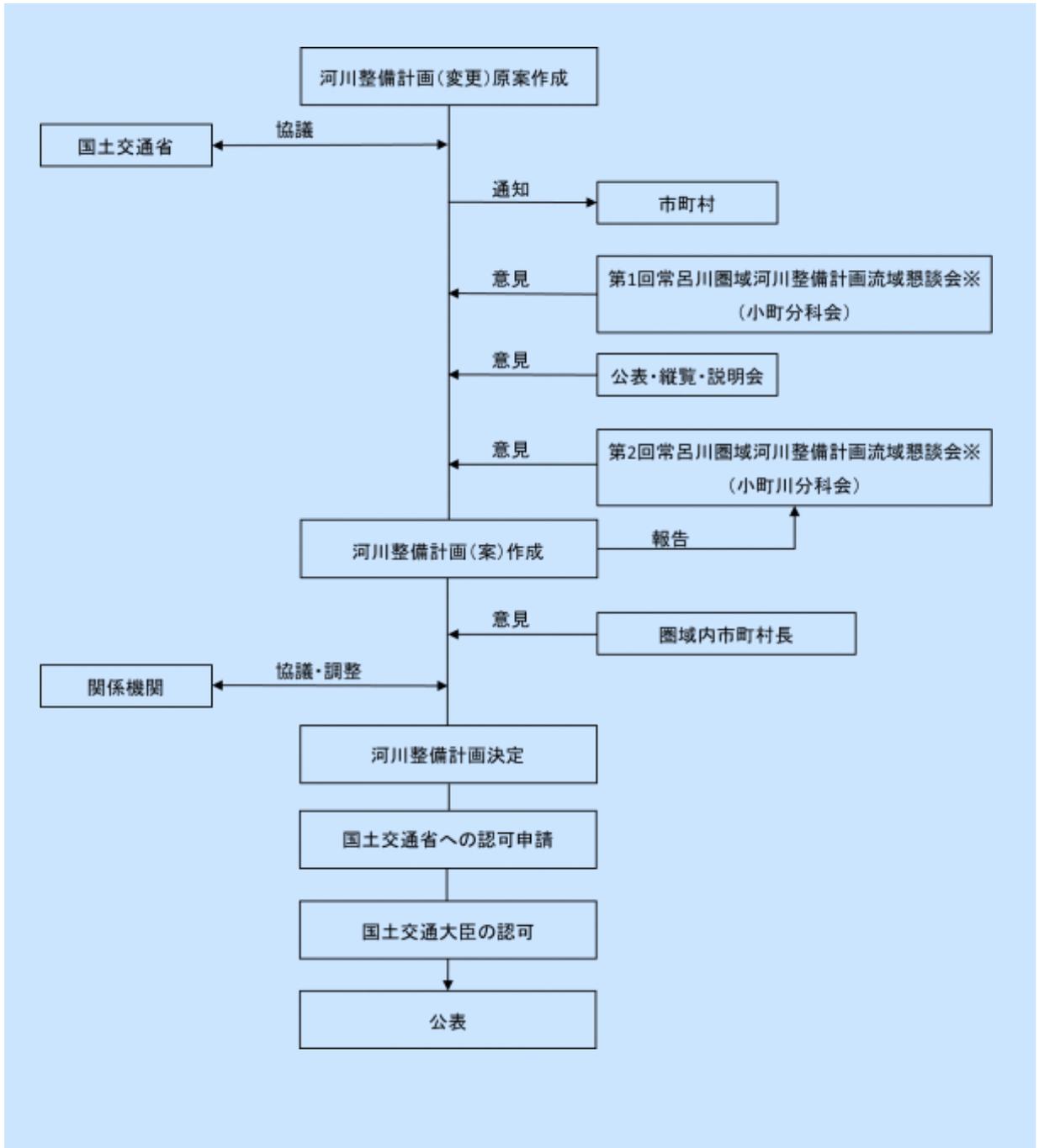
平成9年度の河川法の改正に伴う新しい河川整備の計画制度では、地域の意見を反映した河川整備を推進するため、河川整備の計画について、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分されています。



河川整備基本方針と河川整備計画との違い

河川整備基本方針	河川整備計画
<p>河川整備基本方針は、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、水系ごとの長期的な河川整備の基本方針を定めるものです。</p>	<p>河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を進める区間について、河川工事、河川維持、河川環境の整備と保全等に対して地方公共団体の長や地域住民の意見を反映し、具体的計画を定めるものです。</p>

常呂川圏域河川整備計画（変更）の流れ



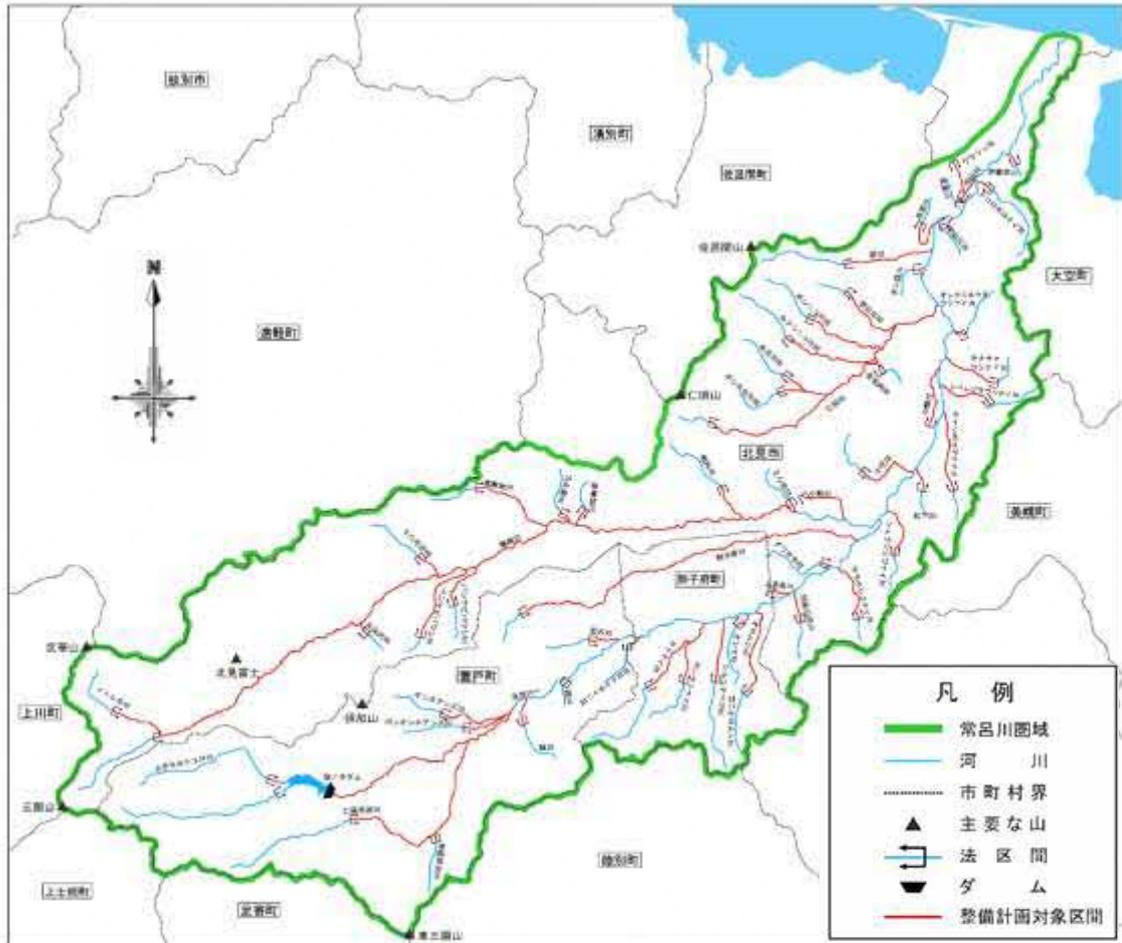
※河川整備計画流域懇談会とは

河川整備計画（原案）の作成にあたり、学識経験を有する方や、対象河川に知見の深い方々からご意見を頂く場です。

常呂川圏域河川整備計画（変更）原案の概要

圏域の概要

本圏域は常呂川及び支川の北海道知事が管理する区間（北海道知事管理区間）を対象としており、置戸町、訓子府町、北見市の1市2町で構成される圏域です。



「優先的に整備を実施する区間の概略図」

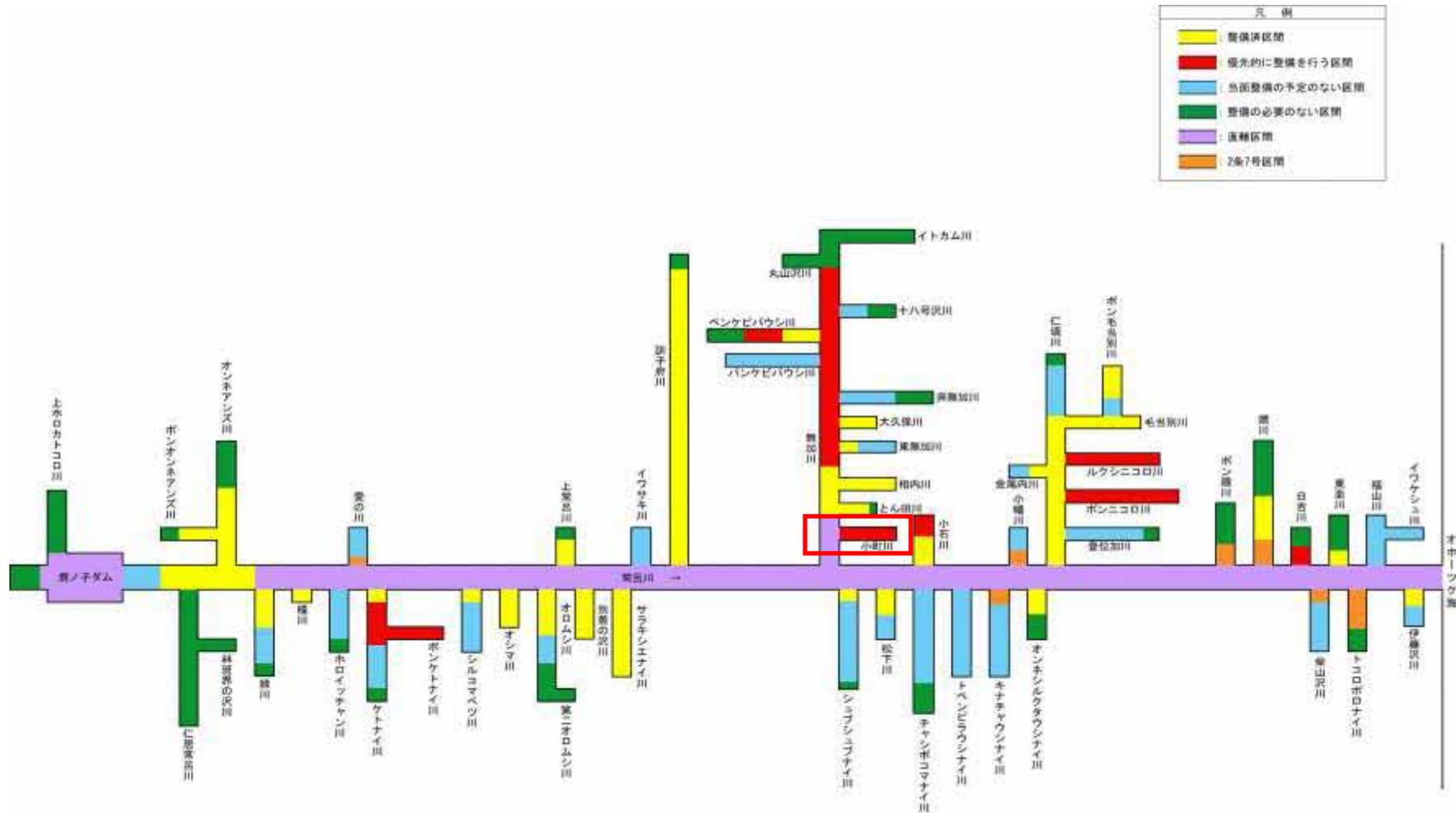


図 2-1 河川整備の現況及び優先整備区間概略図

治 水

[小町川流域を水害から守ります。]

小町川は、無化川合流点から上流 4.8km の区間を昭和 48 年から昭和 60 年にかけて中小河川改修事業で一期改修が行われています。一期改修の着手時点から流域の市街化が進行し、流域内資産は増加しています。

平成 28 年 8 月の豪雨等により、計画高水位を超過する水位上昇が発生していることから、近年の降雨等を踏まえると、現況流下能力が不足しており、市街地としては治水安全度が低い状況にあります。

こうした現状を踏まえ、早急に河道掘削、遊水池整備等の河川改修を実施し、治水安全度の向上を図る必要があります。

[平成 28 年 8 月の氾濫の様子]



[平成 28 年 9 月の氾濫の様子]



利 水

小町川の北海道管理区間では水利用はされていません。

河川環境

〔豊かな河川環境を整備・保全し、流域の皆さんに親しまれる川づくりを進めます。〕

河川環境の整備と保全に関しては、小町川で確認されている動植物の生息や生育環境、流水の清潔、景観、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、良好な河川環境の保全に努めます。



小町川大橋より上流

〔小町川流域の動物や植物〕

上流域は山地が広がり、トドマツ植林やエゾイタヤーシナノキ群落、落葉針葉樹林等が分布しています。

中下流部では、河床勾配 1/250～1/140 程度の比較的穏やかな流れとなっており、河床は砂礫です。河道内にクサヨシ、カモガヤ等が分布し、貴重植物であるアカンカサスゲ、エゾキヌタソウも生育しています。

水域ではサクラマス（ヤマメ）、フクドジョウが主にみられ、秋にはサケ、カラフトマスやサクラマスの産卵風景も見られます。



エゾキヌタソウ



フクドジョウ



サクラマス（ヤマメ）

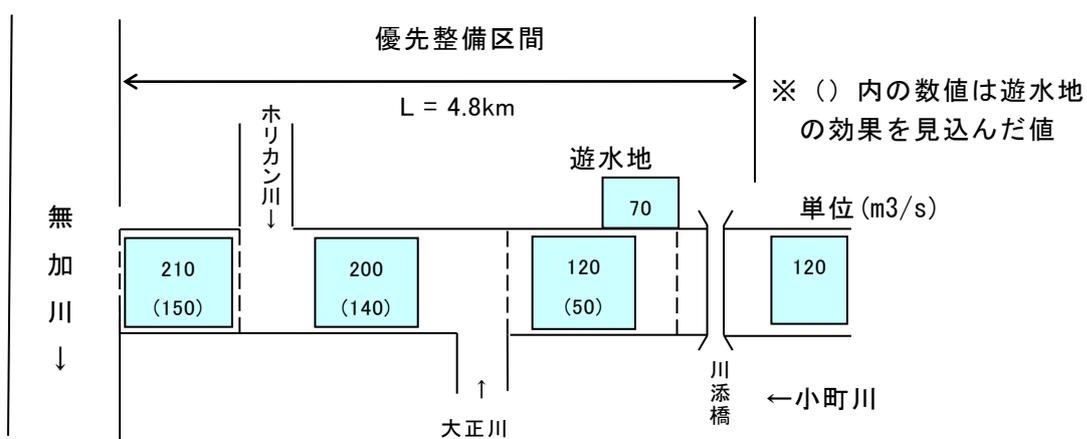
小町川流域の川づくりについて

小町川流域の川づくりを進めるにあたり、次の点について計画（案）を定めました。

（１）河道改修計画

小町川は、無加川合流点から川添橋上流までの区間において、近年の出水状況を踏まえ、河道の掘削や遊水池の整備を行うことで流下能力の確保を図り、洪水氾濫を防止します。

【計画高水流量配分図】



【流域図】



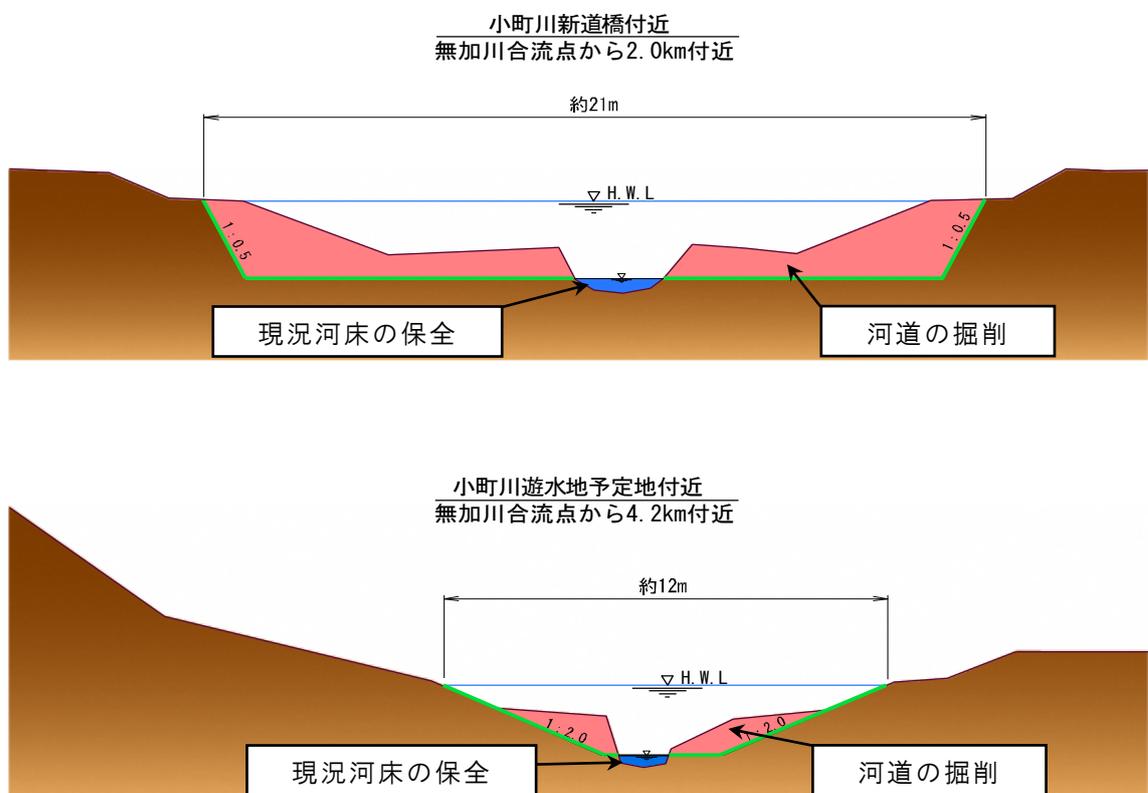
(2) 河川環境に配慮した川づくり

河道掘削を実施する際の環境への配慮としまして、平面法線は、現況河道を基本としながら、現況のみお筋を考慮して設定します。

また、現況河床をできるだけ保全します。

河川工事の実施にあたっては、瀬と淵の保全など動植物の生息や生育環境の保全に努めます。

自然環境に配慮した河川整備イメージ横断面図



河川の維持管理

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、洪水被害の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等、総合的な観点から適切な実施に努めます。

- ① 河川の巡視及び点検
- ② 河床の維持
- ③ 伐採及び除草
- ④ 護岸、堤防の維持
- ⑤ 河川管理施設の維持管理

河川情報の提供、地域や関係機関との連携

以下の点について、地域や関係機関と連携し、適切な河川管理に努めます。

- ① 河川愛護思想の普及、啓発
- ② 「減災対策協議会」における自治体等との協働